

京都市補装具業者登録基準

京都市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売、貸与又は修理を行う事業者（以下「補装具業者という。）の登録については、次に掲げる必要な設備及び体制を有していることを条件とする。

1 全種目共通事項

- (1) 1年以上の営業実績を有すること。
- (2) 事務室等を含み19.8㎡以上の施設面積を有すること。
- (3) 適切なアフターサービスが期待できること。
- (4) 京都市長との間で補装具費の代理受領に係る契約をすることが可能なこと。

2 取扱種目別事項

種目毎に別表に規定する設備及び体制を有することとする。義肢（骨格構造・殻構造）及び装具の登録の可否については、文書で身体障害者更生相談所へ照会し、必要に応じて申請補装具業者を訪問し、設備点検等を行うものとする。

3 その他の事項

支店等を有する場合は、本店が既に登録済であれば、新たに支店毎に登録する必要はないものとする。

ただし、この場合本店が全責任を負うものとし、見積り及び請求行為等は、本店名で行うことを条件とする。

従って、支店毎に公費負担額の支払いを希望する場合は、一支店を一補装具業者として取扱うこととするため、登録が必要となる。

4 適用時期等

この登録基準については、令和2年4月1日から適用することとする。

ただし、本登録基準を満たさない場合においても、平成18年10月1日以前の旧制度における委託契約を締結していた補装具業者については、令和7年3月31日までの経過措置期間は登録を行うことができるものとする。

この場合において、経過措置期間終了後、本登録基準を満たさない場合は登録を抹消することとする。

委託種目	骨格構造（モジュラー）義肢、殻構造義肢、装具 ※販売、修理に限る																																																									
従業員数	技術職員 2 名以上・事務職員 1 名以上																																																									
技術職員の資格等	① 義肢・装具士資格保有者、厚生労働省の義肢装具技能検定試験の 1 級合格者 1 名、又は、国立リハビリテーションセンター骨格構造技術者講習会受講完了者（殻構造義肢・装具の場合は日本義肢装具研究会技術講習会受講完了者） ② 上記①の資格はないが実技経験 3 年以上の経験を有する者 技術職員のうち 1 名以上は、必ず義肢装具士法第七条に規定する義肢装具士免許証の交付を受けた義肢装具士を配置すること。																																																									
義肢・装具製作設備基準	施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名等</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>16.5 m²</td> <td>受付・一般事務・待合室</td> </tr> <tr> <td>採型室</td> <td>16.5 m²</td> <td>測定・仮合せ・試歩行</td> </tr> <tr> <td>工作室 ギプス作業室</td> <td>9.9 m²</td> <td>型流し・陽性モデル修正等</td> </tr> <tr> <td>機械室</td> <td>9.9 m²</td> <td>集塵設備</td> </tr> <tr> <td>一般組立室</td> <td>19.8 m²</td> <td>作業台 2 台</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>9.9 m²</td> <td>材料保管庫</td> </tr> </tbody> </table>	室名等	面積	備考	事務所	16.5 m ²	受付・一般事務・待合室	採型室	16.5 m ²	測定・仮合せ・試歩行	工作室 ギプス作業室	9.9 m ²	型流し・陽性モデル修正等	機械室	9.9 m ²	集塵設備	一般組立室	19.8 m ²	作業台 2 台	倉庫	9.9 m ²	材料保管庫																																			
	室名等	面積	備考																																																							
事務所	16.5 m ²	受付・一般事務・待合室																																																								
採型室	16.5 m ²	測定・仮合せ・試歩行																																																								
工作室 ギプス作業室	9.9 m ²	型流し・陽性モデル修正等																																																								
機械室	9.9 m ²	集塵設備																																																								
一般組立室	19.8 m ²	作業台 2 台																																																								
倉庫	9.9 m ²	材料保管庫																																																								
機械設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">◇ 機 械 ◇</th> <th colspan="2">◇ 工 具 器 具 ◇</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th></th> <th>名 称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カービングマシン</td> <td></td> <td>電気ドリル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復元器</td> <td></td> <td>パイプカッター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>真空ポンプ一色</td> <td></td> <td>万力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンターマシン (木工・金属兼用)</td> <td></td> <td>ミシン (特殊ミシン)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>真空成型機</td> <td></td> <td>八方ミシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集塵器</td> <td></td> <td>ゴニオメーター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボール盤※1</td> <td></td> <td>内周計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラインダー(研磨)</td> <td></td> <td>カップリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バフグラインダー</td> <td></td> <td>水平器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接器</td> <td></td> <td>ヒートガン</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電気オープン※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他必要と認める工具</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>数量は最低各 1 とし、従業員規模に応じた機械を整備すること。 ※1 装具の場合は、ハンドドリルでも可。 ※2 装具の場合は、ガスバーナーでも可。</p>		◇ 機 械 ◇		◇ 工 具 器 具 ◇		名 称		名 称		カービングマシン		電気ドリル		復元器		パイプカッター		真空ポンプ一色		万力		コンターマシン (木工・金属兼用)		ミシン (特殊ミシン)		真空成型機		八方ミシン		集塵器		ゴニオメーター		ボール盤※1		内周計		グラインダー(研磨)		カップリング		バフグラインダー		水平器		溶接器		ヒートガン				電気オープン※2				その他必要と認める工具	
◇ 機 械 ◇		◇ 工 具 器 具 ◇																																																								
名 称		名 称																																																								
カービングマシン		電気ドリル																																																								
復元器		パイプカッター																																																								
真空ポンプ一色		万力																																																								
コンターマシン (木工・金属兼用)		ミシン (特殊ミシン)																																																								
真空成型機		八方ミシン																																																								
集塵器		ゴニオメーター																																																								
ボール盤※1		内周計																																																								
グラインダー(研磨)		カップリング																																																								
バフグラインダー		水平器																																																								
溶接器		ヒートガン																																																								
		電気オープン※2																																																								
		その他必要と認める工具																																																								

委託種目	座位保持椅子・座位保持装置 ※販売、修理に限る																																																	
従業員数	技術職員 2 名以上・事務職員 1 名以上																																																	
技術職員の資格等	<p>・実技経験 3 年以上の経験を有する者 技術職員のうち 1 名は原則として義肢装具士を配置すること。 ただし、経過措置に該当する事業所にあつては、社団法人日本義肢協会が主催する座位保持装置製作者認定試験合格者を配置することによりこれに代えることができるものとする。</p>																																																	
座位保持いす・座位保持装置設備基準	施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名等</th> <th>備考</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>受付・一般事務・待合室</td> <td rowspan="2">事務所と工作室を合わせて 19.8 m²以上</td> </tr> <tr> <td>工作室 一般組立室 倉庫</td> <td>作業台 材料保管庫</td> </tr> </tbody> </table>	室名等	備考	面積	事務所	受付・一般事務・待合室	事務所と工作室を合わせて 19.8 m ² 以上	工作室 一般組立室 倉庫	作業台 材料保管庫																																								
	室名等	備考	面積																																															
事務所	受付・一般事務・待合室	事務所と工作室を合わせて 19.8 m ² 以上																																																
工作室 一般組立室 倉庫	作業台 材料保管庫																																																	
機械設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">◇ 機 械 ◇</th> <th colspan="2">◇ 工具器具 ◇</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボール盤</td> <td></td> <td>電気ドリル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接器</td> <td></td> <td>万力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアーコンプレッサー</td> <td></td> <td>ハンドリベッター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジグソー</td> <td></td> <td>トルクレンチ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ミシン</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>パイプカッター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ノギス</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ウレタンカッター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ディスクグラインダー</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他必要と認める工具</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>数量は最低各 1 とし、従業員規模に応じた機械を整備すること。</p>		◇ 機 械 ◇		◇ 工具器具 ◇		名 称		名 称		ボール盤		電気ドリル		溶接器		万力		エアーコンプレッサー		ハンドリベッター		ジグソー		トルクレンチ				ミシン				パイプカッター				ノギス				ウレタンカッター				ディスクグラインダー				その他必要と認める工具	
◇ 機 械 ◇		◇ 工具器具 ◇																																																
名 称		名 称																																																
ボール盤		電気ドリル																																																
溶接器		万力																																																
エアーコンプレッサー		ハンドリベッター																																																
ジグソー		トルクレンチ																																																
		ミシン																																																
		パイプカッター																																																
		ノギス																																																
		ウレタンカッター																																																
		ディスクグラインダー																																																
		その他必要と認める工具																																																

委託種目	眼鏡
従業員数	技術職員 1 名以上・常駐従業員 1 名以上
技術職員の資格等	下記のいずれかに該当し、実務経験 1 年以上の者、又は、京都府が適当と認める講習会等を受講した実務経験 3 年以上の者 ① 眼鏡専門学校卒業者 ② (社団) 日本眼鏡技術者協会の試験合格者 ③ 旧日本眼鏡技術振興会認定眼鏡調整士 ④ 大阪眼衛生協会認定眼鏡士
設備面	視力検査器、その他必要と認める設備・機械 ※ 本店のみ委託契約であっても上記設備については、支店ごとに整備されていることを原則とする。

委託種目	コンタクトレンズ
従業員数	技術職員 1 名以上・常駐従業員 1 名以上
その他	下記のいずれかに該当すること ① 施設が眼科に併設されていること ② 施設に眼科医が駐在していること ③ 眼科医(眼科医会の会員が望ましい)の指導のもとに製作又は販売を行っていること

委託種目	補聴器
従業員数	技術職員 1 名以上・常駐従業員 1 名以上
技術職員の資格等	財団法人テクノエイド協会が行う「認定補聴器技能者試験」に合格した認定補聴器技能者を配置すること。
設備面	防音室、オージオメーター、特性検査器 その他必要と認める設備・機械 ※ 本店のみの登録であっても上記設備については、支店ごとに整備されていることを原則とする。

委託種目	車椅子（オーダー、レディ）・電動車椅子										
従業員数	技術職員（＝メーカー等の講習会を受講し、採寸・修理ができる者）1名以上 常駐従業員1名以上										
技術面	採寸・修理ができること										
設備面	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; border: none;">◇ 機 械 ◇</td> <td style="text-align: center; width: 50%; border: none;">◇ 工具器具 ◇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">名 称</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">名 称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">ボール盤</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">電気ドリル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">グラインダー（研磨）</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">万力</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">その他必要と認める工具</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">数量は最低各1とし、従業員規模に応じた機械を整備すること。</p>	◇ 機 械 ◇	◇ 工具器具 ◇	名 称	名 称	ボール盤	電気ドリル	グラインダー（研磨）	万力		その他必要と認める工具
◇ 機 械 ◇	◇ 工具器具 ◇										
名 称	名 称										
ボール盤	電気ドリル										
グラインダー（研磨）	万力										
	その他必要と認める工具										

委託種目	上記以外の補装具（※原則として適合判定不要のものとする） ※販売、修理に限る
従業員数	常駐従業員1名以上
設備面	店内に補装具が展示してあること （パンフレットのみでの展示は認めない）

委託種目	骨格構造（モジュラー）義肢、殻構造義肢、装具、座位保持椅子・座位保持装置、歩行器、重度障害者用意思伝達装置 ※貸与に限る
従業員数	上記販売、修理に係る登録基準内の各委託種目別事項の従業員数に準ずる。
施設及び設備面	<p>上記販売、修理に係る登録基準内の各委託種目別事項の施設面及び設備面の基準を満たしたうえで、以下の基準を満たすこと</p> <p>1 清潔が保たれており、かつ、既に消毒又は補修がなされている補装具とそれ以外の補装具を区分することが可能な保管場所があること。 ※施設（事務所等）の平面図にて保管場所が確認できるよう記載すること</p> <p>2 取り扱う補装具の種類及び材質等からみて、適切な消毒効果を有する消毒のために必要な器材を有していること。</p> <p>※ 保管又は消毒を委託等により他の事業所に行わせることはできますが、その際は委託契約書の写し等を提出すること</p>